

伊勢地区

# 合併協議会だより

平成17年9月発行 **最終号**

発行：伊勢地区合併協議会 TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022  
〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所内



9月30日に発行されるエコーはがきのデザイン

## 新「伊勢市」、 11月1日に誕生

### 事務組織・機構の 整備方針固まる

平成17年9月8日に第19回伊勢地区合併協議会が開催され、新市における事務組織・機構の整備方針が決定されました。

今後はこの方針を基に、具体的な新市の事務組織・機構が整備されることとなります。

新市における事務組織・機構の整備方針を策定するにあたっての基本的な考え方は、地域の実情を施策に反映することのできる、簡素で効率的かつ適正な組織機構を整備することとしています。

整備方針については、(1)短期方針(混乱回避・第1期・概ね5年)、(2)中長期方針(定員適正化・第2期・第3期の終了後概ね5～10年間)、(3)新

市統合完了後(第1期)の三段階に分けており、(1)では、合併当初において、合併前の伊勢市の組織形態を基本にしなが、本庁に管理機能を集約するにとどめ、住民サービスの低下、事務事業の混乱・停滞を回避する観点から総合支所方式を採用し、従前の組織機構を活用した段階的な整備を行うこととしています。

(2)では、合併の様々な混乱を回避した段階で、新市建設計画の実現、合併協定項目の実現、事務事業の統合を精力的に推進する過程で、社会経済情勢に対応しつつ、統合できる分野から逐次組織の統合を実施することとしています。

そして(3)では、新市としての統合が完了した段階で、改めて見直しを行うこととしています。

また整備の推進として、これらの段階的な整備方針にかかわらず、できることから速やかに整備を図ることとしています。



## 本庁・総合支所の主な業務内容について

平成17年9月8日に開催された第19回合併協議会において、新市の事務組織・機構の概要が決まりましたので、今回は本庁・各総合支所の主な業務内容についてお知らせします。

### 本庁の業務内容

部 名	課 名	主 な 業 務
総合政策推進部	秘書広報課	秘書、表彰、儀式 広報いせ、ホームページ、ケーブルテレビ行政情報番組、市政への提案箱、市民相談
	政策課	市の総合計画や広域行政 職員の人材育成と研修 地域審議会の運営事務
	財政課	市の予算編成
	行政改革推進課	行財政改革の推進
総務部	総務課	市公報の発行、条例・規則など例規の制定改廃 情報公開、個人情報の保護 伊勢市史の編さん
	職員課	職員採用や職員の人事 職員の給与、福利厚生
	管財契約課	建設工事・物品の購入などの入札と契約 市有財産の総括、庁舎の管理、執務時間外の埋火葬許可 公用車の管理
	課税課	市税の諸証明、軽自動車税・市たばこ税の調査と賦課 市県民税の調査と賦課 固定資産税(土地・家屋・償却資産)、都市計画税の調査と賦課
	収税課	市税の徴収、滞納処分、督促状の発行、過誤納金、口座振替
	電算システム課	地域情報システムの開発運営、高度情報化の企画・推進 事務処理のO A化、電子計算機事務の管理運営
生活環境部	環境政策課	環境基本計画・生活排水対策推進計画など環境施策の総合企画、環境管理システムの推進 環境保全対策の調査研究と啓発、公害防止にかかる対策指導 規格葬儀、墓地、害虫などの駆除、狂犬病の予防
	資源循環課	一般廃棄物の適正な処理の推進と調整、廃棄物投棄場の管理 ごみ減量対策・資源リサイクルの推進 一般廃棄物の収集と処理
	人権政策課	人権施策の総合企画と調整 人権啓発、人権問題に関する調査研究
	戸籍住民課	住居表示、コミュニティセンター、支所、自治会、地区連絡員、国民年金 戸籍・住民基本台帳関係の各種申請・届出・諸証明事務や住民異動に伴う福祉医療・国民健康保険・介護保険・児童手当・就学

部 名	課 名	主 な 業 務
福 祉 健 康 部	医 療 保 険 課	老人保健法の医療、老人医療費・乳幼児医療費・母子家庭等医療費・心身障害者医療費の助成 国民健康保険被保険者の資格、被保険者証の交付、療養費・高額療養費・出産育児一時金と葬祭費の審査・支給 国民健康保険料の調査賦課、収納管理、徴収、滞納処分
	福 祉 総 務 課	社会福祉にかかる総合企画と調整、民生委員、児童委員、保護金品の支払い、災害救助と救援物資、旧軍人恩給と遺家族などの援護 生活保護・要保護世帯の調査指導
	児 童 長 寿 課	保育所の管理運営、心身障害児通園施設の運営 児童館の管理運営、家庭児童相談、父母子福祉、児童手当、児童扶養手当 老人福祉
	障 害 福 祉 課	身体障害者福祉、知的障害者福祉、精神障害者福祉、障害児福祉
	介 護 保 険 課	介護保険の認定・給付 介護保険料の賦課・収納
	健 康 課	救急医療対策と感染症予防 母子の健康づくりと子育て支援 健康づくり事業の総合的企画・推進 高齢者の健康づくりと介護予防
産 業 部	商 工 政 策 課	商工業振興の企画、特産品の販路開拓、中小企業金融のあっせん、計量、消費生活、国勢調査など各種統計調査の実施、市勢統計要覧の編集発行 労働問題の調査研究、労働相談、高齢者職業能力活用事業、勤労者福祉事業と勤労者福祉施設の管理運営、仕事と家庭両立支援事業 企業の立地、誘致推進
	農 林 課	農林行政の企画立案、農業関係団体の指導育成、農業用樋門・農道・水路・ため池などの管理と調査 農林業振興、農業金融、生産調整、林業と林業施設、鳥獣飼育の登録、有害鳥獣駆除のための捕獲許可 土地改良事業の計画実施、農業用施設と林業などにかかる調査・設計
	水 産 課	水産行政の企画調整、水産関係事業、漁船・漁業許可と資金融資 漁港の管理、漁港関係事業
	産業支援センター準備室	産業支援センターの設立準備 木製品・合成樹脂製品などの研究指導、新製品の開発研究、工業用水・工業排水などの各種試験
まちづくり推進	まちづくり推進課	地域振興の推進と調整、観光交流空間づくり 中心市街地の活性化 交通体系、交通安全対策・交通災害共済事業、交通安全施設など



部 名	課 名	主 な 業 務
まちづくり推進部	市民参画交流課	N P O、市民活動 男女共同参画推進や女性問題解決に向けての調査研究・啓発、男女共同参画関係団体との連絡調整 国際交流
	観光政策課	観光振興の企画、観光客の誘致宣伝 伝統文化の活用、各種観光行事の実施
	防災防犯課	風水害、地震などの防災対策と防災知識の啓発 防犯知識の啓発、自主防犯活動の推進、防犯灯整備の支援
都市整備部	監 理 課	都市整備部の庶務・経理・広報広聴と調整 建設事業にかかる関係機関との連絡調整、公共土木工事の総合企画、宇治山田港湾整備、勢田川対策事業、海岸事業
	都 市 整 備 課	道路・橋梁の新設と改良 街路・都市公園の新設と改良 河川・排水路の新設と改良
	維 持 管 理 課	道路・河川・排水路・都市公園などの管理、土木施設の敷地占用・加工承認、ポンプ場・樋門などの管理、屋外広告物 道路・河川・排水路・都市公園などとの境界確認、地理に関すること 道路・河川・排水路・都市公園など公共土木施設の改良・補修
	都 市 計 画 課	都市計画の調査・企画・管理、都市マスタープラン、都市計画審議会 土地開発事業、建築確認申請、優良宅地・優良住宅と良質住宅の認定
	建 築 住 宅 課	住宅施策の総合計画、市営住宅の管理、まちなみ保全事業 市有建物の建築工事・営繕、市有施設の企画・設計・営繕・検査
	宮川・横輪川改修対策室	宮川横輪川改修の推進
検 査 室	工事の検査・指導・助言	
収 入 役 室	現金の出納と保管、決算書の作成、指定金融機関と収納代理金融機関の検査など 支出に関する審査確認など	
議 会 事 務 局	議会予算の経理、議員の身分と資格得喪 議会・委員会・公聴会、議案・請願書・陳情書の受理 市政一般の調査、議会の広報	
合 併 調 整 室	合併に係る諸問題の整理、調整 合併に係る諸記録の保存、継承	

部 名	課 名	主 な 業 務
上 下 水 道 部	管 理 課	上下水道部の庶務・経理と調整
	料 金 課	水道使用の開始・中止・名義変更の受付、使用水量の検針、水道料金などの収納 下水道使用の開始・中止・名義変更の受付、下水道使用水料の収納、受益者負担金の賦課徴収
	上 水 道 課	水道施設の改良・拡張、給水装置工事の申請と審査、指定給水装置工事事業者 送配水管の維持管理、給水装置の修繕 水源地の保守管理、配水池の維持管理
	下 水 道 課	公共下水道の計画、設置、補修 下水道の雨水施設の計画、設置、補修 浄化センターと下水道施設の維持管理、排水設備工事と公共汚水ます 設置の申請・審査、排水設備指定工事店の指定
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 総 務 課	教育委員会会議、教育行政にかかる政策・企画、学校の予算と庶務全般 教育財産の調査・整備計画・取得・維持管理・処分
	学 校 教 育 課	通学区、就園、就学、私立学校 教職員の人事服務に関すること 学校運営の指導助言、育英奨学、教科指導、学校図書館・障害児教育などの指導 学校給食、児童・生徒などの保健衛生
	生 涯 学 習 ・ ス ポ ー ツ 課	生涯学習センターの管理、公民館・学習等供用施設、生涯学習の振興 人権教育の推進、教育集会所の管理運営 学校体育・生涯スポーツ・レクリエーションの振興、体育施設の管理と運営 青少年の保護育成・指導・相談、市民憲章の推進と啓発
	文 化 振 興 課	芸術文化の振興、文化団体 文化財・埋蔵文化財の保護 図書館の維持管理、読書会・研究会などの開催、図書館資料の収集・保存・ 利用と管理、地区コミュニティセンターの図書室への配本 観光文化会館の管理運営・自主事業
	教 育 研 究 所	教育課題の研究・調査、教育相談、適応指導 情報教育に関する研究・調査、教育用コンピュータ整備、システム維持管理
伊 勢 総 合 病 院	総 務 課	病院事業の基本計画と推進、施設の管理 病院の経理、物品の管理
	医 療 事 務 課	外来・入退院の受付と案内
	栄 養 管 理 課	給食の献立、調理と配ぜん 栄養相談と指導、食事療法



部 名	課 名	主 な 業 務
伊勢市消防本部 ( 署 )	総 務 課	庶務全般、消防団事務、消防広報 経理事務、消防施設と設備の管理保全、備品などの出納保管
	消 防 課	消防水利の開発と企画、警備計画の作成、消防職員・団員の教育訓練と 研修、自主防災組織の育成 消防通信、災害の出動指令、救急医療情報、気象観測、防災行政無線の運用
	予 防 課	火災原因損害調査、火災統計、火災予防対策と立入検査、消防同意事務、 消防用設備の設置指導 危険物製造所などの許認可、危険物施設の立入検査と指導、危険物災害 の調査研究
	消 防 署	火災など災害の警戒と防御 救急活動、応急救護の市民への普及啓発 救助活動 庶務全般、火災予防条例の各種届け出の処理
各種行政委員会	選挙管理委員会	各種選挙
	監査委員事務局	監査委員が行う監査などの補助
	農 業 委 員 会	農地の権利移動・設定と転用 農業振興、農業者年金事務
伊勢市土地開発公社		公社の経理 用地の取得・登記 造成事業実施計画と施工

### 総合支所の業務内容

課 名	主 な 業 務
地 域 振 興 課	総合支所の総合調整及び庶務、地域審議会の運営事務、コミュニティ振興、 危機管理・災害対策・通報、期日前投票所の管理(総合支所管内に限る)、ま つり開催事業 など
税 務 課	市税の諸証明、申告等各種受付事務、窓口収納、原付自転車等標識の交 付 など
生 活 環 境 課	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録、埋火葬許可、国民年金、福祉 年金、国民健康保険、老人医療、福祉医療費助成、狂犬病予防、合併浄化 槽補助金申請 など
福 祉 健 康 課	介護保険、高齢者福祉、児童福祉、母子及び寡婦福祉、心身障害者福祉、 保育所、遺家族援護、健康づくり、各種検診 など
産 業 建 設 課	消費者生活相談、河川・道路・排水路・公園等の維持・補修・修繕、道路占 有許可申請受付、農地法に係る諸証明
上 下 水 道 課	水道料金、下水道使用料、農業集落排水
収 入 役 室 分 室	現金の出納と保管、支出に関する審査確認 など
教育委員会事務局分室	地域行事への協力、学区外通学・区域外就学受付、家庭教育相談室設置 事業、学校体育施設使用料収納

各総合支所において、課の所管する業務が若干変わる場合があります。詳しくは各総合支所窓口でお尋ねください。

## いよいよ合併、こんなときはどうするの？合併後の窓口、手続き等について

新市が行う主な業務について、担当する部署や手続き方法についてお知らせします。「合併協議会だより」では主に、合併に関する事項を掲載しましたが、合併後は総合的な「新市ガイドブック」を作成し、各家庭に配布させていただく予定です。

なお問い合わせ先につきましては、平成17年11月1日以降新市で担当する部署で掲載しております。10月31日までににつきましては、現市町村の担当部署へお問い合わせください。

### 届出と証明

#### 戸籍・住民票などの本籍、住所の表示変更

現在、二見町、小俣町、御園村に本籍、住所をおいている方については、合併に伴い、平成17年11月1日をもって戸籍、住民票、戸籍の附票、印鑑登録証明書などの本籍、住所の表示が変わります。

また現在、二見町、小俣町、御園村にお住まいの方で、本籍が他市町村にある方については、市からの通知により戸籍の附票に記載されている現住所の表示が変更されます。

これらの変更については市で処理しますので、みなさまからの届出などは必要ありません。

なお新しい表示についての詳細や、本籍、住所の新表示への変更に伴う諸手続は「合併協議会だより6月号、8月号」に掲載されていますので、ご参照ください。

#### 戸籍・住民票などの窓口業務

戸籍の届出、住民異動、印鑑登録は本庁戸籍住民課、各支所、及び各総合支所生活環境課で届出ができます。

戸籍謄本・抄本、住民票、印鑑登録証明書などの各種証明書の発行は本庁戸籍住民課、各支所、及び各総合支所生活環境課で取扱います。

住民基本台帳カードの交付、住民基本台帳ネットワークシステムの利用（住民票の広域交付など）、公的個人認証用電子証明書の交付は、データ処理の関係で、ご利用できるのは11月7日からの予定です。その間、ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

現在、二見町、小俣町、御園村にお住まいの方で住民基本台帳カードの交付申請を合併前にされる方は、10月14日までに申請してください。合併前にお渡しできないとカードが無効になるためです。ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

自動交付機は11月1日からご利用できます。ただし小俣総合支所玄関、伊勢市小俣北部保健福祉会館の2台については、機器交換工事が必要なため、11月7日からの予定です。

#### 主な各種証明書等の発行手数料

項 目	料	金
戸籍謄本・抄本	1 通	450円
除籍謄本・抄本	"	750円
戸籍の附票の写し	"	200円
受理証明書	"	350円
個人・世帯の住民票の写し	"	200円
住民票記載事項証明書	"	200円
身分証明書	"	200円
印鑑登録証明書	"	200円
外国人登録原票記載事項証明書	"	200円
住民基本台帳カードの交付	1 枚	500円
公的個人認証用電子証明書の交付	1 件	500円
いせ市民カードの交付	1 枚	無 料

#### 外国人登録

外国人登録原票記載事項証明書の発行は本庁戸籍住民課、各支所、及び各総合支所生活環境課で受け付けます。上記証明書の発行以外の外国人登録手続は本庁戸籍住民課、又は各総合支所生活環境課で受け付けます。

合併前に交付を受けた「外国人登録証」に二見町、小俣町、御園村の住所（勤務先を含む）の記載があるものについては、その記載を修正しますので本庁戸籍住民課、又は各総合支所生活環境課へ申し出てください。



### 住民基本台帳カード

住民基本台帳カードの交付は、本庁戸籍住民課では本人確認ができれば即日交付しますが、本人確認ができない場合や各総合支所生活環境課では、申請から交付までに3日程度かかります。

二見町、小俣町、御園村で交付を受けた「住民基本台帳カード」で、券面に住所の記載のあるものについては、その記載を修正しますので本庁戸籍住民課、又は各総合支所生活環境課へ申し出てください。

### 小俣町民証

小俣町で交付を受けた「小俣町民証」は、平成17年11月1日以降は使用することができません。1枚500円と有料になりますが、身分証明書としてご利用いただける写真付き住民基本台帳カードの交付を受けてご利用ください。

### 公的個人認証用電子証明書

公的個人認証用電子証明書の交付は本庁戸籍住民課、又は各総合支所生活環境課で受け付けます。本人確認ができれば即日交付しますが、本人確認ができない場合は申請から交付までに3日程度かかります。

(住民基本台帳カードをお持ちでない方が各総合支所生活環境課で申請される場合は、事前に住民基本台帳カードの交付を受けていただく必要があります、その交付を受けていただくのに3日程度かかりますので、本人確認ができる場合であっても即日交付をすることができません。)

二見町、小俣町、御園村で交付を受けた「公的個人認証用電子証明書」に登録されている住所は、自動的に変更されません。合併後の住所に登録を変更するには、新たに「公的個人認証用電子証明書」の交付を受ける必要がありますので本庁戸籍住民課、又は各総合支所生活環境課で申し出てください。

(合併の住所変更に伴う新たな「公的個人認証用電子証明書」の交付手数料は無料です。)

### 自動交付機

合併前に交付を受けた「いせ市民カード(印鑑登録カード)」、又は「おばたタウンカード」をお持ちで、暗証番号を登録されている方は、そのカードを使って引き続き、自動交付機で印鑑登録証明書・住民票の写し・外国人登録原票記載事項証明書を取得することができます。

二見町、御園村の方については、お持ちの「印鑑登録証」を「いせ市民カード(印鑑登録カード)」に引替え、暗証番号を登録していただくと、自動交付機をご利用いただけます。引替手続は本庁戸籍住民課、各支所、及び各総合支所生活環境課で取扱います。

小俣町で交付されています「おばたタウンカード」と「印鑑登録証」の2枚をお持ちの方は、「いせ市民カード」1枚に切替えることができますので窓口で申し出てください。

### 設置場所及び利用時間

設置場所	利用時間
本庁玄関「自動交付機コーナー」	午前7時から午後8時まで 1月1日から1月3日はご利用いただけません。
二見総合支所2階口ビエ「自動交付機コーナー」	
小俣総合支所玄関「自動交付機コーナー」	
御園総合支所玄関横「自動交付機ボックス」	午前9時から午後8時まで 月曜日、祝日の翌日、12月28日から1月4日はご利用いただけません。
伊勢市小俣北部保健福祉会館 「自動交付機コーナー」	

### 自動車臨時運行許可(仮ナンバー)

臨時運行許可(仮ナンバー)は本庁課税課、又は各総合支所税務課で取り扱います。手数料は750円(1件)です。許可期間終了後、5日以内に仮ナンバーと許可書を添えて返納して下さい。

### 原動機付自転車等の標識

現在交付を受けている標識(ナンバープレート)は、合併後もそのまま使用できます。なお新「伊勢市」のナンバープレートを希望される方は本庁課税課、又は各総合支所税務課において交付を受けることができます。



### 住所表示変更確認書

合併に伴う住所表示の変更手続きをする際に、それを確認するものが必要になる場合があります。住所表示変更確認書の発行を希望される方は新市発足後、本庁総務課、又は各総合支所生活環境課において無料で交付いたします。

住所表示変更確認書	
行政区画変更に伴い、平成17年11月1日から下記のとおり変更したことを確認する。	
(書式例)	
新	三重県伊勢市御園町長屋***
旧	三重県度会郡御園村大字長屋***
平成	年 月 日
伊勢市長(職務執行者)	
印	

## 税金

### 市民税の税率、納期

市民税、固定資産税、軽自動車税等の税率は変わりません。納期についても平成17年度は現行のとおりです。

### 確定申告

平成17年分の所得税の確定申告についての管轄税務署は、これまでとおりです。(伊勢税務署)

### 事業用償却資産の申告

1月31日までに本庁課税課、又は各総合支所税務課へ申告してください。

### 税の納付

合併後、市税の納付は、旧市町村で発行したお手持ちの納付書でも納付することができます。納付場所は基本的にこれまでと同じ場所で納付できます。納付書を紛失した場合は、本庁課税課、又は各総合支所税務課で再交付を受けてください。また、納付の相談については、本庁収税課の取り扱いとなります。

なお、口座振替は現在の登録内容をそのまま引き継ぎますので、新たな手続きは不要です。

### 家屋の滅失届

家屋を取り壊したときは、登記している家屋は法務局へ滅失登記を、また未登記の家屋は本庁課税課、又は各総合支所税務課へ建物滅失届を提出してください。

### 証明書の主な手数料

項目	料 金	
所得証明書	1枚	200円
課税証明書	"	200円
納税証明書	"	200円
	車検用納税証明	無 料
固定資産評価証明書	土地建物7件まで	200円
	追加7件までごと	200円加算
図面等の写し	1枚	200円

各種証明書は本庁課税課、各支所、及び各総合支所税務課で交付ができます。

## 国民健康保険

### 国民健康保険被保険者証など

国民健康保険被保険者証	合併後、住所表示が変更になる二見町、小俣町、御園村にお住まいの方で、10月1日以降に発行された左記の保険証などをお持ちの方は、平成17年12月31日までしか使用できません。 新しい保険証などは12月下旬頃郵送いたします。平成18年1月1日以降、医療機関にかかる際は、かかりつけ医であっても必ず新しい保険証などを提示してください。 なお住居表示が変更にならない伊勢市管内のお住まいの方は左記の保険証などを引き続きご使用できます。
国民健康保険退職被保険者証	
国民健康保険標準負担額減額認定証	
国民健康保険高齢受給者証	
国民健康保険限度額認定標準負担額減額認定証	
国民健康保険特定疾病療養受療証	



### 国民健康保険料

平成17年度は現行の料率及び納期となります。ただし平成17年11月1日から平成18年3月31日までの間に、旧4市町村間で転居される場合は取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくは本庁医療保険課、又は各総合支所生活環境課へお問い合わせください。

平成18年度からは4月に暫定賦課、7月に確定賦課を行います。納期は4月から翌年1月の10回となり、料率は均一になります。算定方式については資産割は廃止となり、三方式(所得割・均等割・平等割)になります。

### 保険料の口座振替

口座振替は現在の登録内容をそのまま引き継ぎますので、新たな手続きは不要です。なお口座振替は各期毎の納期限となります。ご理解とご協力をお願いします。

## 老人保健

### 老人保健医療受給者証、老人医療の限度額適用・標準負担額認定証、老人保健特定疾病療養受療証

二見町、小俣町、御園村で発行された上記の医療受給者証などは、平成17年12月31日までしか使用できません。新しい医療受給者証などは12月下旬ごろ交付いたします。平成18年1月1日以降医療機関にかかる際は、かかりつけ医であっても必ず新しい証を提示してください。

なお伊勢市で発行された医療受給者証などは、引き続きご使用できます。詳しくは本庁医療保険課、又は各総合支所生活環境課へお問い合わせください。

## 福祉医療助成

### 福祉医療費受給資格証

二見町、小俣町、御園村で発行された心身障害者、一人親家庭等、乳幼児、寡婦の各受給資格証は、平成17年12月31日までしか使用できません。新しい受給資格証は12月下旬ごろ郵送いたします。平成18年1月1日以降医療機関にかかる際は、かかりつけ医であっても必ず新しい証を提示してください。

なお、伊勢市で発行された受給資格証は、引き続きご使用できます。詳しくは本庁医療保険課、又は各総合支所生活環境課へお問い合わせください。

	対 象 者
心身障害者医療	身体障害者手帳1級～4級、知能指数50以下または療育手帳AもしくはB中度の方
一人親家庭等医療	18歳となった年度末までの児童を扶養している母(父)子家庭の親及びその児童。 父母のない18歳年度末までの児童。
乳幼児医療	4歳となる月末までの乳幼児。
寡婦医療	配偶者と死別し、かつて「母子及び寡婦福祉法」に規定する配偶者のない女子として20歳未満の方を扶養していたことのある、現在配偶者のいない160歳から69歳の女性。

注:上記の福祉医療費助成制度は、市の定める所得制限を超える方は対象になりません。

## 健康、医療

### 各種健康教室、健康教育、健康相談及び健康診査

平成17年度は一部事業を除き、現行のとおり実施します。平成18年度から統一します。平成18年度からの予定は、市広報誌等でお知らせします。

## 介護保険

### 介護保険被保険者証

介護保険の被保険者証は、65歳以上の方と要介護等認定を受けた方に交付します。

伊勢市の方については、現在お持ちの伊勢市から発行された被保険者証は、記載されている有効期限(平成18年9月30日)までは、引き続きご使用できます。

二見町、小俣町、御園村の方については、現在お持ちの度会こ部介護保険事務組合から発行された被保険者証は、年内は引き続きご使用できます。新しい被保険者証を平成17年12月31日までに郵送しますので、以降、介護保険サービスをご利用される際には、事業所に新しい被保険者証を提示してください。

### 介護保険料

介護保険料の保険料率は、第2期介護保険事業計画に基づき、平成17年度まではこれまでどおりです。平成18年度からは、第3期介護保険事業計画により新たに保険料を算出し、4月に暫定賦課、7月に確定賦課を行います。

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)の納期は4月から翌年1月の年10回となります。特別徴収(年金天引きの方)については、これまでどおり年金支給日の6回です。

### 介護保険料の口座振替

口座振替は、現在の登録内容をそのまま引継ぎますので、新たな手続きなどは不要です。口座振替日は各期毎の納期限となります。ご理解とご協力をお願いします。

### 介護保険サービスの利用

現在、介護保険の居宅サービス、施設サービスなどを利用されている方は、継続してご利用できます。新たに介護保険サービスの利用を希望される方は、本人又は家族が本庁介護保険課、各支所、又は各総合支所福祉健康課で要介護認定申請をしてください。

## 福祉

新市で実施する主な福祉事業についてご紹介します。サービスの利用要件、利用料など詳しいことについては、各担当課(係)までお問い合わせください。

なお、ここに掲載してあるのは一部についてのみですのでご了承ください。

### 高齢者福祉

事業名	事業概要
介護予防事業	生きがい活動支援通所、食の自立支援、軽度生活支援、家族介護者交流会など、現在サービスを受けてみえる方は継続して利用できます。また新たにサービスを希望されます方は本人、又は家族の方などが、健康課または各総合支所福祉健康課にお問い合わせください。
介護用品支給事業	平成18年4月から、市民税非課税世帯に属する介護保険の要介護4、又は5の認定を受けられた方(介護保険施設に入所されている方は除く。)に、介護に必要なオムツ等の購入に利用できるクーポン券を申請に基づき支給します。詳しくは、本庁介護保険課、又は各総合支所福祉健康課までお問い合わせください。 平成17年度中は現行と変更ありません。

### 障害者福祉

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請・届出、支援費などの各種障害者福祉に関する相談は本庁障害福祉課、又は各総合支所福祉健康課が窓口になります。

### 児童福祉

事業名	事業概要
地域子育て支援センター	育児の不安についての相談・指導を行い、子育てサークル等を育成、支援をします。(現在、伊勢市の明倫保育所、小俣町の保健センターで実施)
ファミリーサポートセンター	育児の手助けができる人(提供会員)と、育児の手助けが必要な人(依頼会員)を登録し、依頼会員からの依頼に応じて、育児の手助け(援助活動)ができる提供会員を紹介する会員相互の援助活動です。
子育て支援短期利用	保護者の疾病その他の社会的事由により一時的に家庭で養育できない場合、または母子が経済的理由等により一時的に保護を必要とする場合に実施します。 利用期間は、原則として7日以内です。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない、主に小学校低学年の児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
家庭児童相談室	18歳未満の福祉の充実をめざして、児童福祉法に基づき設置された専門の相談員(家庭相談員)が、子育て・健全育成・発達・児童虐待などの相談に応じます。
病児保育エンゼル(乳幼児健康支援一時預かり事業)	病気回復期(病気中も含む)にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、集団保育が困難な保育所に通所している児童等で、かつ保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により、家庭で育児を行うことが困難な児童を医療機関で看護師等が預かります。 現在、病児保育エンゼル(宮後3丁目)で実施
延長保育促進	通常の保育時間(8時間)を超えて11時間以上の保育を実施します。 12時間保育は大世古保育所(7:15-19:15)、船江保育園・たけのこ保育園・みややま保育園・豊浜西保育所(7:00-19:00)、なかよし保育所(6:30-21:00)で実施します。 保育料の加算があります。
時間外保育	通常の保育時間(8時間)を超えて11時間未満の保育を実施します。

お問い合わせ先: 本庁児童長寿課、又は各総合支所福祉健康課



合併に伴い福祉事業が変わります。

これまで4市町村で行われてきました福祉事業の中で、利用数の減少、新市の財政の影響、祝金として現金を配布することは今の時代にふさわしくない等のことから、下記の事業については合併に伴い平成17年10月31日で廃止させていただきます。

**廃止される事業**

事業名	事業概要	合併後
敬老会（伊勢市・二見町）	高齢者を招待し、祝賀演芸を開催。(伊勢市80歳以上、二見町70歳以上)	各地区老人クラブで開催をしていただくよう調整をします。
記念品等	高齢者に長寿を祝い記念品を贈呈。(二見町敬老年金70歳以上2,000円)	平成17年度で廃止とさせていただきます。
高齢者医療費助成(小俣町)	65歳～69歳の方に、入院・通院・調剤費用の一部を助成。	平成17年度で廃止とさせていただきます。
福祉資金貸付(小俣町)	福祉資金の貸付を行う。	廃止の方向で調整

**廃止される事業に替わる事業**

事業名	事業概要	合併後
敬老金	高齢者に長寿を祝い敬老金を贈呈。(小俣町最高齢30,000円、99歳・88歳10,000円、77歳5,000円)	最高齢30,000円 99歳・88歳10,000円 77歳5,000円

**生活保護**

これまで二見町、小俣町、御園村に係る生活保護業務は、三重県南勢志摩福祉事務所で行われていましたが、平成17年11月1日から伊勢市福祉総務課へ移管されます。

**ごみ収集など**

**新市のごみ処理**

新市のごみ処理は当分の間は従来どおりです。ごみの分別、出し方、回収日はごみカレンダーなどで確認して出してください。問い合わせは本庁資源循環課、又は各総合支所生活環境課をお願いします。

**その他生活環境関連補助金など**

事業名	内容																																		
ごみ減量化容器補助金(生ごみ処理器)	市民及び市内の事業所で、生ごみ処理機を購入する場合に、購入額の2分の1以内を補助金として交付します。なお、上限は3万円です。																																		
合併処理浄化槽補助金	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">合併浄化槽</th> <th colspan="2">高度処理型合併浄化槽</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>窒素除去型</th> <th>BOD除去型</th> </tr> <tr> <th>人槽</th> <th>下水道認可区域内</th> <th>下水道認可区域外</th> <th>下水道認可区域外</th> <th>下水道認可区域外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>118,000円</td> <td>354,000円</td> <td>444,000円</td> <td>489,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7</td> <td>137,000円</td> <td>411,000円</td> <td>486,000円</td> <td>654,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10</td> <td>173,000円</td> <td>519,000円</td> <td>576,000円</td> <td>903,000円</td> </tr> <tr> <td>11～50 (専用住宅又は共同住宅)</td> <td colspan="2"></td> <td>576,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	合併浄化槽		高度処理型合併浄化槽				窒素除去型	BOD除去型	人槽	下水道認可区域内	下水道認可区域外	下水道認可区域外	下水道認可区域外	5	118,000円	354,000円	444,000円	489,000円	6～7	137,000円	411,000円	486,000円	654,000円	8～10	173,000円	519,000円	576,000円	903,000円	11～50 (専用住宅又は共同住宅)			576,000円	
	種別		合併浄化槽		高度処理型合併浄化槽																														
				窒素除去型	BOD除去型																														
	人槽	下水道認可区域内	下水道認可区域外	下水道認可区域外	下水道認可区域外																														
	5	118,000円	354,000円	444,000円	489,000円																														
6～7	137,000円	411,000円	486,000円	654,000円																															
8～10	173,000円	519,000円	576,000円	903,000円																															
11～50 (専用住宅又は共同住宅)			576,000円																																
下水道認可区域内(平成17年度末に公共下水道供用開始予定区域であって、7年未満の期間に供用開始が見込まれる区域)																																			
犬猫不妊手術等補助金	捨て犬、捨て猫の増加を防止し、市民の良好な生活環境を保持するため、犬、猫の不妊去勢手術費用の一部を助成します。 1頭あたり 犬 オス 3,000円 メス 4,000円 猫 オス 2,500円 メス 3,500円																																		
再資源回収奨励金	再生資源回収事業推進団体登録書を提出し、登録した市内の自治会、婦人会、老人会、子供会、及びPTAなどの営利を目的としない団体が廃品回収等を行う場合に、奨励金を支出して資源の再生化を図ります。 対象品目は紙類(新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック)、布類、アルミニウム缶、スチール缶、ビンで、金額はビンが3円/kg、それ以外は6円/kgです。																																		

補助金などの申請窓口は本庁環境政策課、資源循環課、又は各総合支所生活環境課です。

伊勢市規格葬儀のご利用、ご相談は下記の業者にお問い合わせください。

業者名	所在地	電話
(株)あいネットコーポレーション平安祭典伊勢	伊勢市中島2丁目11-27 あいネットホール伊勢	27-9000
社会福祉法人いせきれい会三重葬祭伊勢営業所	伊勢市鹿海町656-1	26-3170
(有)伊勢葬祭	伊勢市御園町新開89-1	36-5553
(株)いせ典礼	伊勢市小俣町元町451	22-8787
セレモニーサービス	伊勢市岩淵1丁目14-9	26-3811
(有)花尚 間の山御苑	伊勢市楠部町85-1 メモリアルホール五十鈴	23-6299
(株)ベルウイング代理店伊勢支社	伊勢市小木町64-1	31-1664

住所は新「伊勢市」の住所です。

## 上下水道など

### 上水道

#### 水道の届出

新しく水道を使うときや使用を中止するときは、届出が必要です。また水道の利用者や所有者の名前や住所に変更があったときも届出が必要です。速やかに本庁上下水道部料金課、又は各総合支所上下水道課へ連絡して下さい。電話による受付も行っています。

#### 水道料金体系

料金体系は合併後、5年間はこれまでどおりですが、この間において経営の見直しを行い、料金体系を整備します。また社会経済情勢の変化に伴い、平成18年4月1日以降、段階的に伊勢市、御園村、二見町の料金の統一を図ります。

#### 【伊勢市・御園村】

メーターの口径及び用途	基本料金 (円)	従量料金	
13 (mm)	2,500	(m <sup>3</sup> )	(円)
		21~40	139
		41~60	157
20	2,780	61~100	218
		101~200	264
25	3,140	200~	282
40	8,140		
50	20,360	1~100	218
		101~200	264
75	40,720	201~1,000	282
		1,001~	297
100	81,440		
150	162,920		
公衆浴場用	14,080	201~	78
臨時用	11,000	21~	548
私設消火栓	1,100	消火演習1せん 1回につき10分毎	704

(基本料金+従量料金)×1.05=水道料金

#### 【二見町】

メーターの口径及び用途	基本料金 (円)	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	
13 (mm)	2,600		
20	5,000		
25	9,000	(m <sup>3</sup> )	(円)
		21~60	250
		61~100	280
		101~200	310
		201~	330
30	12,600		
40	14,600		
50	22,200		
75	29,800		
100	60,400		

(基本料金+超過料金)×1.05=水道料金

#### 【小俣町】

メーターの口径及び用途	基本料金 (円)	従量料金	
13 (mm)	1,200	(m <sup>3</sup> )	(円)
		専用せん	
		1~20	40
		21~40	80
		41~100	110
		101~	130
20	1,800		
25	2,800		
30	5,600		
40	11,000	共用せん	
		1世帯につき 20m <sup>3</sup> まで	35
		上記水量を超える 1世帯につき 20m <sup>3</sup> まで	75
		上記水量を超える 1世帯につき 60m <sup>3</sup> まで	110
50	17,000		
75	37,000		
100	70,000		
臨時用せん	口径別各 料金の2倍	1m <sup>3</sup> につき	260

(基本料金+従量料金)×1.05=水道料金

### 水道料金体系

検針及び料金は、2ヵ月に1度になります。

### 下水道

#### 下水道使用料

平成17年度はこれまでどおりです。宮川流域関連公共下水道第1期事業認可区域の供用開始時(平成18年6月1日予定)に、伊勢市、二見町、御園村の3市町村は統一単価にします。ただし小俣町は、宮川流域下水道に接続するまでは、これまでどおりです。下水道使用料の請求は2ヵ月に1度で、水道料金の請求月と交互になります。

二見町の農業集落排水使用料については、下水道使用料と同じ扱いになります。

#### 受益者負担金

新市設立後、原則として10年間は現行のとおりです。ただし小俣町、御園村地域を除く未認可地域の受益者負担金については、現行の算出根拠を基本として、新市において検討します。なお社会情勢に著しい変化が生じた場合は、その時点で早急に対応します。



【伊勢市】

一般(税別)	伊勢市	
下水道使用料制度開始	平成11年4月	
現行適用開始	平成11年4月	
次回改定予定	未定	
基本料金(円)	1,000	
従量料金(円)	使用水量(m <sup>3</sup> )	
	0~10	0
	11~20	130
	21~30	150
	31~50	180
	51~60	210
	61~100	210
	101~500 501~	245 280
試算	40m <sup>3</sup> /2ヵ月使用	4,600(税別)
	60m <sup>3</sup> /2ヵ月使用	7,600(税別)
	100m <sup>3</sup> /2ヵ月使用	14,800(税別)
	200m <sup>3</sup> /2ヵ月使用	35,800(税別)

【二見町】

一般	二見町	
下水道使用料制度開始	平成5年	
現行適用開始	平成5年	
次回改定予定	未定	
基本料金(円)		
従量料金(円)	水量によらない料金体系 個人 基本料金(1,500円/1件)+ 人数割(500円×人数) (税込) 当初は消費税無しのため税抜。 消費税制度開始後、内税。	
	2人世帯/2ヵ月使用	5,000
	3人世帯/2ヵ月使用	6,000
	5人世帯/2ヵ月使用	8,000
	7人世帯/2ヵ月使用	10,000

【小俣町】

一般(税別)	小俣町	
下水道使用料制度開始	平成10年4月	
現行適用開始	平成10年4月	
次回改定予定	未定	
基本料金(円)	1,000	
従量料金(円)	使用水量(m <sup>3</sup> )	
	0~10	0
	11~20	40
	21~30	90
	31~50	90
	51~60	110
	61~100	130
	101~500 501~	130 130
試算	40m <sup>3</sup> /2ヵ月使用	2,800(税別)
	60m <sup>3</sup> /2ヵ月使用	4,600(税別)
	100m <sup>3</sup> /2ヵ月使用	8,200(税別)
	200m <sup>3</sup> /2ヵ月使用	20,800(税別)

【御園村】

未供用のため、料金は決定していません。

学校教育

幼稚園

保育料

保育料は、平成17年度は今までどおりですが、平成18年度から年額66,000円に統一します。

通学区域

通学区域は当分の間、現行どおりとしますが、保護者の要望により地理的条件などで就学指定校の変更をしたい場合、学区外通学許可基準に基づき協議します。

学校給食

平成17年度で実施している小・中学校の学校給食の調理は、今までと同じように実施します。伊勢市で実施していない中学校8校については、実施の方向で調整します。

給食費については、平成18年度より小学校低学年3,800円、小学校高学年3,900円、中学校4,200円で統一します。

転校

【転出(転入)のとき】

本庁戸籍住民課、各支所、又は各総合支所生活環境課で転出(転入)の手続きをしてください。転出する場合は除籍通知書を発行しますので、通学していた学校に提出していただき、関係書類の発行を受け、転校する学校へ提出してください。

転入する場合は入学通知書を発行しますので、前在籍校で発行された関係書類と一緒に指定された学校へ提出してください。

【転居のとき】

本庁戸籍住民課、各支所、又は各総合支所生活環境課で転居の手続きをしてください。除籍通知書と入学通知書を発行しますので、除籍通知書を通学していた学校へ提出し、入学通知書は指定された学校に提出してください。

学校施設の利用(体育館含む)

市民の方に、社会教育等の健全な普及発展と振興を図るために、学校施設等(体育館)を開放します。利用については、当分の間は今までどおりですが、随時調整します。

文化施設の利用

文化施設の利用については、各施設、市教育委員会、又は各総合支所教育委員会事務局分室へお問い合わせください。

# 専門部会の調整事項 公共施設の名称報告

第19回協議会

9月8日に第19回合併協議会が開催され、事務組織・機構の整備方針（最終報告）、専門部会の調整事項、公共施設の名称などが報告されました。その内容をお知らせします。

## 報告事項

専門部会の調整事項について

固定資産評価審査委員会の委員定数について、合併に伴い対象地域が拡大することから、当初調整内容の3名から5名とする旨、報告がありました。

承認



新市における事務組織・機構の整備方針について（最終報告）

冒頭でもお知らせしたとおり、新市における事務組織・機構の整備方針について、最終報告がされました。

今後はこの整備方針に沿って、新市の事務組

織・機構の具体的な整備が進められることとなります。

承認



公共施設の名称について

伊勢市、二見町、小俣町、御園村の現在の公共施設（図書館、保育所（園）、体育施設など）の新しい名称について、専門部会での調整内容が報告されました。

承認



## その他

社会福祉協議会の合併について

伊勢市、二見町、小俣町、御園村の社会福祉協議会の合併について報告されました。

4市町村の社会福祉協議会は、平成17年1月21日に「伊勢地区社会福祉協議会合併協議会」を設

立し、協議を重ねてきました。

そして去る8月1日に、合併協定書、及び合併契約書の調印式を小俣町図書館ホールにて行い、現在は事務担当において統合に要する法定上の事務手続きや、より具体的な調整作業を進めているところですが、

合併調印の主な内容ですが、合併の方式は市町村合併と同様、新設（対等）合併とし、合併の期日も市町村合併と同様に11月1日となっています。事務所の位置は本事務所と支所事務所を置くこととし、新社会福祉協議会を統括する本事務所は、御園村のハートプラザみそのに置くこととします。

支所事務所は4市町村の区域を「地域福祉圏域」と位置付け、それぞれに支所事務所を置き、現在、社会福祉協議会で行っている業務を継続させることとしています。

また新社会福祉協議会

の名称は「社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会」とすること

了承



小俣町・玉城町の境界変更について

小俣町と玉城町の境界変更について報告されました。

現在、小俣町と玉城町の行政区域にまたがる形で、大仏山グリーンヒルという34区画の団地があり、このうち11区画が小俣町、23区画が玉城町の区域に属しています。

平成15年6月に玉城町区域に在住の方から町の境界変更の要望が出され、小俣町で協議した結果、小俣町で手続きを進めると、玉城町、小俣町、新伊勢市と、短期間に2度も住所表示が変わることとなるため、新市誕生後の早い機会に手続きを進めることとなりました。

了承



## 今後の協議会開催予定

どなたでも傍聴できます

### 第20回協議会（最終回）

日時：平成17年10月13日（木）13：30～

会場：県営サンアリーナ「国際会議場」

\*上記の日程はあくまでも予定です。今後、詳細が決まり次第、新聞紙上や当協議会のホームページなどでお知らせしていきますが、傍聴を希望される方は、念のため事前に協議会事務局（21-1020）で日時・会場などをご確認ください。



水道事業の取扱について  
水道事業の取組について報告されました。  
新市の水道事業の予算編成については、一般会計と同様、暫定予算編成を予定しており、暫定予算編成では期間を限定したうえで、義務的な経費のみを計上するのが一般的です。  
しかし、平成18年4月1日以降、段階的に伊勢

市、二見町、御園村の水道料金の統一を図ることとなっているため、伊勢市と二見町の水道管を接続する費用を計上しようとするものです。  
また水道事業の合理化を図るため、水道料金・検針業務・窓口業務などの民間委託を予定しており、それに要する準備経費などの予算措置をお願いするものです。



## 各市町村の合併担当窓口

協議会を構成している各市町村の合併担当窓口は次の通りです。

伊勢市市町村合併推進課（職員は協議会事務局に常駐）  
TEL 0596-21-5538 FAX 0596-21-1022  
E-mail gpk-ise@crocus.ocn.ne.jp

二見町企画課  
TEL 0596-42-1111 FAX 0596-43-3754  
E-mail info@town.futami.mie.jp

小俣町総務課  
TEL 0596-22-7858 FAX 0596-22-3454  
E-mail info@town.obata.mie.jp

御園村企画室  
TEL 0596-22-0235 FAX 0596-28-2404  
E-mail misono@amigo.ne.jp

## 協議会事務局

伊勢地区合併協議会  
〒516-8601 伊勢市岩淵1丁目7番29号  
伊勢市役所内  
TEL 0596-21-1020 FAX 0596-21-1022  
E-mail : ise-gappeikyogi@crocus.ocn.ne.jp  
URL http://www10.ocn.ne.jp/ifom-gpk/

これまでの協議会での協議事項などは、随時、ホームページでより詳しく紹介しています。皆さん、ご覧ください。

100 この「協議会だより」は再生紙100%を使用しています。

エコーはがきの発行について  
エコーはがきの発行について報告されました。  
エコーはがきとは4市町村の合併を記念して、郵政公社から発行されるはがきで、来る9月30日から発売が開始されます。発行枚数は5万枚で、発行エリアは三重県全域です。県内の郵便局で販売されます。

を掲載。  
今後の日程などについて  
今後の主な日程について報告されました。  
閉市町村等  
今回の合併は新設（対伊勢市、二見町、小俣町、御園村は、合併と同時に法人格を失うこととなります。



そのため4市町村では一つの区切りとして、来る10月23日（日）に、それぞれ関係者による閉市町村式を予定しています。  
またそれに伴い、各種イベント・行事などが企画されていますので、詳しくはそれぞれの市町村広報などをご覧ください。

